

農業委員会だより

●発行 平成25年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/410戸
経営面積/217.81ha
(平成25年1月1日現在)



可憐ないちごの花と蜜蜂(大和市福田)



『食と農』をつなぐ活動

大和市農業委員会会長 中丸 慎

春うららかな好季節を迎え、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。今後も引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

さて、農業をとりまく環境は「食の安全、安心」に対する消費者の関心が高まる中で、農産物の自由化や増加する遊休・荒廃農地への対策など様々な問題を抱え、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、昨年(2013)の12月には政権が代わり、農業政策にもいくつかの議論がなされております。その一つにありますが戸別所得補償制度については、小規模農家より大規模農家を支えることに重きが置かれておりますが、小規模農家にも展望が持てるような政策にさせていただきたいと思っております。

大和市農業委員会では、農地パトロールなどによる優良農地の

確保にむけた活動や、産業フェアにおける農業ふれあいコーナーの開設や農業新聞購読者の拡大活動などにより、農業関係者と市民との交流の場を持ちながら安全で安心な農産物を提供することにより、市民の方々に農産物についての理解と関心を持っていただくよう努力しているところでございます。

最後に、我々が大きな不安と危惧をいただいておりますTPP問題につきましては、昨年の農業委員大会において交渉への参加を撤回するよう求める決議をいたしましたところでございますが、引き続き今後の動向を注視していく必要があります。このように先行き不透明な要素はありますが、優良農地の確保と有効利用及び担い手の確保をしていくことが重要な使命と捉え、農業委員が一同となりこの難局を乗り越えるため努力していく所存でございます。

今後もお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

主な内容

- 会長あいさつ ①
- 農業委員会活動報告 ②
- 女性三世代でいちご作り ③
- 新規就農者の紹介 ③
- 農地の適正利用と有効活用 ④
- 知って得する農業者年金Q&A ④



農業委員会活動報告

(平成24年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・賃借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会の農地の「利用状況調査」が義務化され、遊休農地の是正指導権限

が強化されたことから毎年実施しているものです。

「荒れる前に農業委員会等に相談を」と広く呼びかけ、遊休農地解消を目指してこれまで以上に活発な活動を展開しています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年度は、神奈川県農業技術センターと、JA全農青果センター(株)神奈川センターを視察しました。



農地パトロールの様子



神奈川県農業技術センターを見学視察

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	1
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	25
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	7
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	112
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	18
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	12
その他	農業委員会等に関する法律施行令	3

お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

賛助会員費募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成24年度の賛助会員費として208,000円のご厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続していけるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

農地を相続したときは届出を！

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは簡単です。農業委員会へお問い合わせください。
電話 046(260)5137



女性三世代でいちご作り 6次産業化事業にも挑戦!

祖母・母・娘が知恵と力を結集

大和市福田在住の関水玉枝さん(78)と嫁の優子さん(50)、孫娘の真織さん(22)の3人は女性三世代でいちごを栽培する農家です。およそ11アールのハウスには「章姫」「紅ほっぺ」「やよいひめ」の3品種、約6800株が高設栽培されています。栽培方法はヤシの培地を使った栽培法で、コンピューターで養液などを管理しています。

今年で3回目の収穫を迎えました。

関水さん一家がいちご作りを始めたのは、2010年の春こと。

そのきっかけは、家族旅行でいちご狩りに出かけたときの真織さんの「いちご、うちでも作れないかな?」の一言でした。優子さんは畑仕事で腰を痛めていた義母でも腰の高さの高設栽培のいちごなら作れるのではと考え、皆で話し合って栽培することを決めたそうです。

関水家は約20年前にはトマトを栽培していましたが、その後は市民農園に農地を貸していました。ちょうど将来的に農地をどう活用していくかを考えていたところで、優子さんは、インターネットで比較的初心者でも出来そうな養液栽培を知り、設備を導入、いちご作りを本格的に始めました。

真織さんは当時高校を卒業し、かながわ農業アカデミーに通っていて、「ようやく打ち込めるものが見つかって嬉しい」と、就農の喜びを一番に語っていたそうです。

嬉しさの反面、苦労もたくさんありました。いちごならなんとかなるのではと始めたものの、実際に始めてみるとコンピューター管理とはいえ、思いのほか手間がかかり、摘葉、摘果(花)は大変な作業量でした。また、夏場の40度近くの暑さの中での作業には、さすがにこたえたそうです。

新鮮ないちごを少しでも早く食卓に届けたいと、直売所(南林間)、JAさがみの農産物直売所「グリーンセンター渋谷」に完熟イチゴを出荷しています。

また、2011年8月にはいちごとお菓子の店「ストロベリースタジオ」、自宅前のお菓子工房もオープンし、男女2人のパティシエも雇って、手作りの焼き菓子とケーキの販売を行っています。

やるからにはとことんと、商品開発にも意欲的な優子さん。

6次産業化法が2011年3月に施行されたのを機に、季節販売期間が過ぎたいちごを乾燥させたドライいちごを焼き菓子に使う事業を申請、2012年2月に事業認定され、新商品の開発にも取り組みました。

6次産業化とは、農林水産物を生産(1次)するだけでなく、加工(2次)から販売(3次)まで一貫して手掛け、売り上げの増加を目指すことをいいます。

ドライいちごは全体のいちごの収穫高の5分の1程度で、乾燥機で水分を飛ばすことによって、重さが10分の1に縮小され、うまみが凝縮して味が濃厚になるそうです。

昨年7月には試作を重ねた念願のドライいちごの新商品も完成。いちご作りの夢はますます膨らんでいくでしょう。



左から
玉枝さん、
優子さん、
真織さん
の3人

生産者からのメッセージ

いちごとお菓子を通して、
みなさんにほっとする時間をお
届けできればHappyです!



専用の乾燥機で
丸1日乾燥させた
スライスいちご



地域みなさん、よろしくお願ひします

新規就農者の紹介

大和市西鶴間在住の長谷川慶太郎さん(31)は、平成24年3月神奈川県認定就農者に認定され、父(長谷川賢太郎さん：下鶴間)の所有する農地と施設で、農業を始めました。

大学を卒業後、千葉県旭市の平塚農園で、とまと・きゅうり・米を中心に生産技術や農業経営の研修を1年間学びました。経営規模は0.8ヘクタールで、現在は昨年暮れに完成した温室に、海外産のミントの作付けがされています。今は農業に携われて毎日がとても楽しいと話されていました。

4月頃からはハウスとまとの栽培も始め、将来は後継者として経営規模も拡大していきたいとのことで、今後の活躍が期待されます。

地域農業者のみなさん、新しい担い手としてご支援のほど宜しくお願いします。





農地の適正利用と有効活用は 土地所有者の責務です

農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあります。農地として適切な管理がなされないと雑草が繁茂し、病害虫の発生や種子の飛散によって、周辺農地に悪い影響を与え、さらには火災や防犯上の危険も懸念されます。

農業委員会では、遊休農地の解消を図るため、毎年11月を農地パトロール月間と位置づけ、「農地の利用状況調査」を実施し、利用状況に応じて、適正管理指導と利用意向調査を行っています。

「相続で農地を取得したが耕作ができない」「後継者

がない」などの理由で耕作できない農地（市街化調整区域に限る）については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を活用し、意欲のある農業者に貸付することもできます。手続きは簡単で、農地法による許可もいらず、期限がくれば農地が確実に返還されるので安心です。

農地を一度荒廃させてしまうと、良好な状態に戻すには大変な時間と労力が必要になります。遊休農地の解消には、農業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

農地のご相談は

農業委員会事務局（電話046-260-5137）又は各地区農業委員まで



知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の
皆さんご存知ですか？



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか？

A: お支払いいただいた保険料は全額社会保険料控除の対象になるので税金が安くなります！

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税が節税になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その運用収益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税）試算

税率	加入者の払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

※保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならご自分で加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！